

流通決済事業者コード

(略称：決済事業者コード)

利用の手引き



GS1 Japan

一般財団法人流通システム開発センター

流通決済事業者コード（略称：決済事業者コード）利用の手引き

目次

はじめに	2
1. 流通決済事業者コードとは	3
1-1. 流通決済事業者コードの体系	3
1-2. 流通決済事業者コードの用途	3
2. 流通決済事業者コードを利用するには（新規登録）	6
2-1. 新規登録手続き	7
3. 流通決済事業者コード登録後の諸手続き	9
3-1. 有効期限の1～2ヶ月前になったとき（更新手続き）	9
3-2. 登録事項に変更が生じたとき（変更手続き）	10
3-3. 流通決済事業者コードを利用しなくなったとき（返還手続き）	10
3-4. 流通決済事業者コードが複数必要になったとき（追加手続き）	11
3-5. 更新手続きを取らなかった場合（取消）	13
3-6. 登録内容の確認メールが届いたとき（内容確認のお願いメール）	13
4. 規約	14

本文書は、「流通決済事業者コード規約」の第8条2項にある使用規則にあたるものです。
流通決済事業者コードを利用するにあたって遵守してください。

はじめに

1982年に制定され、同年10月より当財団にて登録、付番を開始したクレジット企業コードは、クレジットカードをPOS¹で共通的に処理できるように、クレジットカード発行企業を識別するコードとして標準化されました。その後、1984年にサービスを開始したクレジット決済ネットワークの一つであるCAFIS²のデータ交換で使われる企業コードに採用され、クレジット関連のデータ交換システムにおいても企業コードとして利用されるようになりました。

近年は、クレジット決済に限らず、プリペイドカード、ポイントカード、ブランドデビットカード等の処理システム、またクレジット決済ネットワークの仕組みを利用した口座振替サービスなど、さまざまなサービスに利用が拡大し、国内の決済処理ネットワークにおけるインフラとなっています。

このような状況下で、将来にわたり安定的に正確なコードの運用管理を継続して行くために、当財団では利用用途の把握と的確性の判定を実施するとともに、2016年7月より規約を整備し、コードの使用規則をあらためて決めました。また、これを機にコード利用の現状に合わせて、コードの名称を「流開センター決済事業者コード」（略称：決済事業者コード）と変更いたしました。

2019年6月からは、事業者の流通決済事業者コードの登録手続きなどの利便性を高めるために運用システムの改定を行いました。

2020年2月、当財団の通称を「流開センター」から「GS1Japan^{ジーエスワンジャパン}」に変更したことに伴い、9月よりコードの名称を「流開センター決済事業者コード」から「流通決済事業者コード」に再度変更することになりました。略称（決済事業者コード）の変更はありません。

流通決済事業者コードの利用にあたっては、本利用の手引きにしたがって、コードの適正な利用をお願いいたします。

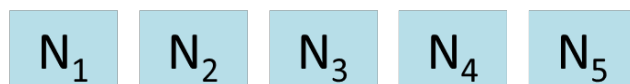
¹ Point of Sale…販売時点情報管理

² CAFIS…NTT データが運営するクレジット決済処理ネットワーク

1. 流通決済事業者コード（略称：決済事業者コード）とは

1-1. 流通決済事業者コードの体系

流通決済事業者コードは、決済処理に関連する事業者を識別するために必要な数字5桁の国内専用コードです。



※N₁（頭の1桁目）に9は入りません。流通決済事業者コードのN₁の数字は0～8です。

※従来、N₁は事業者の業態を表す「業態分類コード」でしたが、明確な定義に基づかない便宜的なものであり、コードの有効活用という観点からも廃止となりました。

1-2. 流通決済事業者コードの用途

流通決済事業者コードは、POS システムや各種決済端末システムにおいてカード決済関連情報の企業間の交換、処理に使われる事業者を識別するコードとして1982年に制定されました。その後、クレジット決済ネットワークを活用したさまざまな決済処理業務に活用されるようになっていきます。

主な用途は、下記の通りです。流通決済事業者コードの各用途の利用場面のイメージを、5ページに示しています。

(1) JIS II 型クレジットカードにおけるカード発行事業者の識別番号

流通決済事業者コードは、カードの表^{おもて}面磁気テープに書き込み（エンコード）されます。決済処理端末でカードの読取りを行う際に、クレジットカード発行事業者を識別します。



(2) プリペイドカード、ポイントカード、ブランドデビットカード、電子マネー等、クレジット以外の JIS II 型識別カードにおけるカード発行事業者の識別番号

流通決済事業者コードは、カードの表^{おもて}面磁気テープに書き込み（エンコード）されます。決済処理端末でカードの読取りを行う際に、カード発行事業者を識別します。



(3) CCT³や POS 等のクレジット決済処理端末における端末識別番号

流通決済事業者コードは、各種クレジット決済処理端末に設定される端末識別番号の一部を構成し、どの事業者が管理する端末で決済処理が行われたかを識別するために使用されます。



(4) クレジット決済ネットワーク上でのクレジットカード決済データの送受信者識別番号

キャフィス⁴、カードネット⁵に代表されるようなクレジット決済ネットワークに接続して、クレジット決済データを送受信する際のデータの送受信者を識別するコードとして、流通決済事業者コードが使用されます。

(5) クレジット決済ネットワークを利用した口座振替サービスの利用事業者の識別番号

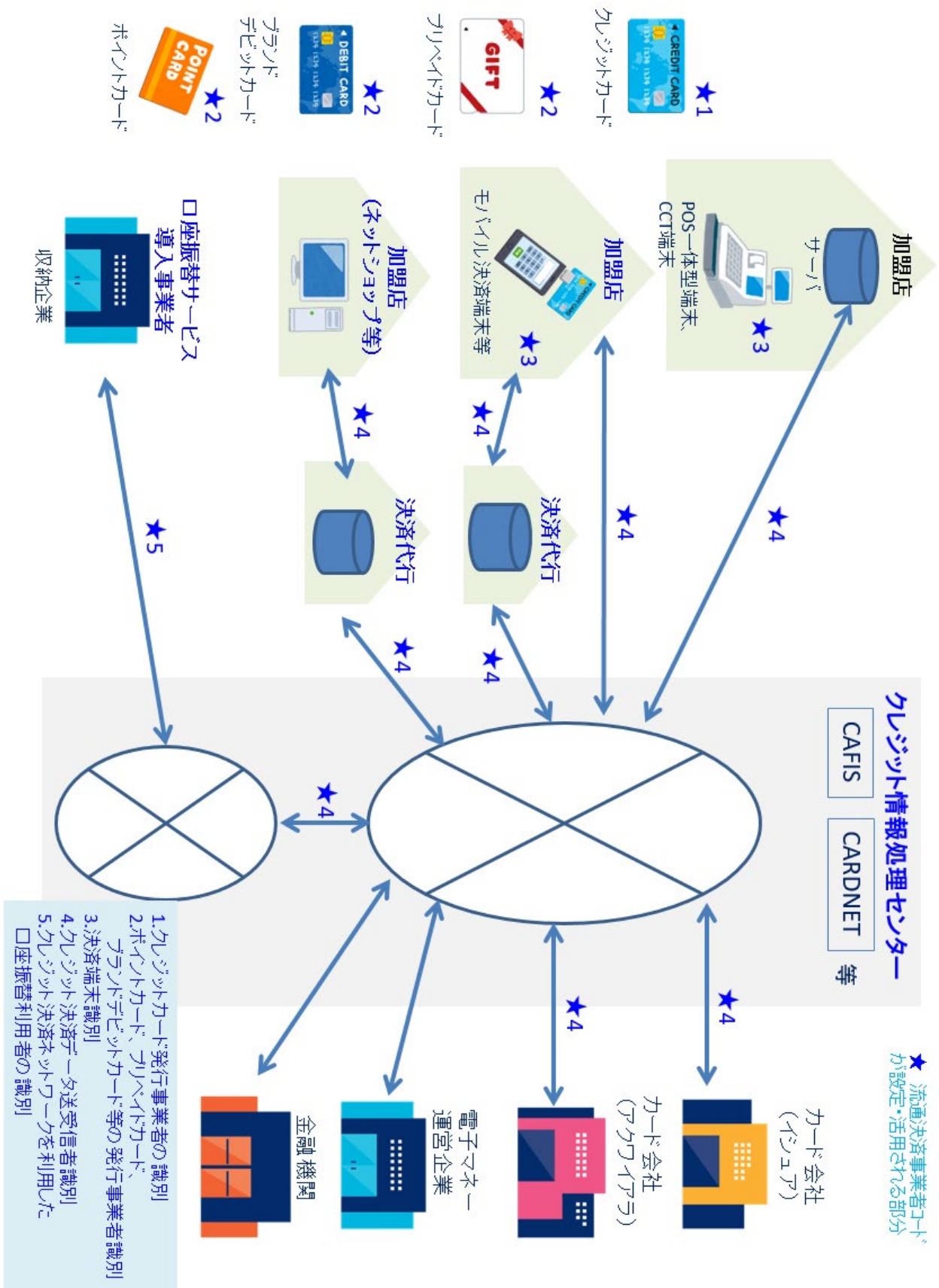
クレジット決済ネットワークを使った口座振替サービスのデータの送受信者を識別するコードとして、流通決済事業者コードが使用されます。

³ CCT…Credit Center Terminal (クレジットカードの信用照会端末)

⁴ CAFIS…NTT データが運営するクレジット決済処理ネットワーク

⁵ CARDNET…日本カードネットワークが運営するクレジット決済処理ネットワーク

図：流通決済事業者コードの代表的な用途と利用場面（イメージ）



2. 流通決済事業者コードを利用するには（新規登録）

流通決済事業者コードを利用するには、GS1Japan（流通システム開発センター）への登録申請が必要です（有効期間：3年）。有効期間後も継続して利用するためには3年ごとの更新手続きが必要です。登録・利用に関しては、流通決済事業者コード規約（14ページ）を遵守してください。

流通決済事業者コードの登録・利用にあたっての重要事項

1. 「流通決済事業者コード規約」を遵守してください。
2. 流通決済事業者コード使用規則である「流通決済事業者コード利用の手引き」を遵守してください。
3. 登録申請は、事業者単位（法人、団体）です。事業者の一部門（支社、支店、部署等）単位では登録することはできません。また、個人での登録もできません。
4. すでに流通決済事業者コードを登録している事業者は、重複して登録することはできません。
5. 流通決済事業者コードは、コードの貸与を受けた事業者のみが使用できます。親子会社やグループ会社の関係があっても他の事業者の流通決済事業者コードは使用できません。
6. 流通決済事業者コードの貸与は、登録事業者の社会的または経済的信用を保証もしくは証明するものではありません。
7. 流通決済事業者コードの有効期間は、初回登録月の翌月から3年間です。
継続して使用する場合は、更新手続きが必要です（9ページ）。
8. 流通決済事業者コードを使用しなくなったときは、必ず返還手続きを行ってください（10ページ）。
9. 登録事項（事業者名、所在地、担当者等）に変更が生じたときは、必ず変更手続きを行ってください（10ページ）。
10. 流通決済事業者コードの登録申請では、GS1事業者コード、共通取引先コード、書籍JANコード、定期刊行物コード（雑誌）は利用できません。
11. 当財団の「個人情報保護方針」及び「個人情報保護の取扱いについて」は、以下のウェブページでご確認いただけます。

https://www.gs1jp.org/personal_information.html

手続きの案内や登録通知は担当者のメールアドレスに連絡されます

事業者名や連絡先、メールアドレス等の情報が変更になった場合に、変更手続きが行われていないと、更新手続きなどの案内が届かず、コードの有効期間を過ぎて失効してしまう可能性があります。登録情報に変更が生じた場合は、すみやかに変更手続きを行ってください。

（変更手続きについては、10ページの「登録事項に変更が生じたとき」をお読みください）。

2-1.新規登録手続き

【新規登録手続きの流れ】

ステップ 1	Eメールアドレスを登録する パソコンからWebサイトに公開されている新規申請のページにアクセスしてEメールアドレスを登録してください。 (スマートフォン、タブレット端末、携帯電話からは申請できません。)
ステップ 2	新規登録申請フォームに入力・送信する 届いたメールに記載されている申請用URLにアクセスし、必要事項を入力し、送信してください。
ステップ 3	登録管理費を支払う 登録管理費を指定の口座にお振込ください。 登録管理費は、1コードにつき3万円(税抜、有効期間:3年)です。
ステップ 4	登録通知を受け取る(登録完了) 当財団が入金を確認し、申請内容に不備、要確認事項がなければ、約7営業日で登録完了のメールが登録されたコード管理担当者宛てに届きます。届いたメールに記載されている登録内容確認URLにアクセスし、通知された流通決済事業者コードの番号と有効期間を確認してください。書類の郵送はありません。 登録完了メールとは別にインボイス制度(適格請求書等保存方式)に対応した「申請料確定明細書のご案内」メールが届きます。

■ステップごとの具体的な流れは下記の通りです。

ステップ1：Eメールアドレスを登録する

当財団のウェブサイトにある、流通決済事業者コード新規登録申請のメール登録画面でメールアドレスを入力し、送信してください。送信が完了すると、申請用URLが記載されたメールが届きます。

ステップ2：新規登録申請フォームに入力・送信する

申請用URLにアクセスして流通決済事業者コード新規登録申請フォームに必要な事項を入力し、送信してください。送信が完了すると、「登録管理費お支払い方法のご連絡」のメールが届きます。

ステップ3：登録管理費を支払う

登録管理費を当財団指定の銀行口座にお振り込みください。

登録管理費は、1コードにつき、30,000円（税抜、有効期間：3年）です。

振込む際には、申請事業者名にてお願いします。振込手数料は、申請事業者様にてご負担ください。

振込依頼書（請求書）が必要な場合は流通決済事業者コード担当（rkj@gs1jp.org）へご連絡ください。こちらの書式は適格請求書としてはご利用できません。インボイス制度に対応した「申請料確定明細書」は、手続き完了後にメールが届きますので専用サイトにアクセスしてダウンロードしてください。

ステップ4：登録通知を受け取る（登録完了）

登録申請データの送信および登録管理費の支払い後、約7営業日で当財団から「流通決済事業者コード登録手続き完了のお知らせ」（登録完了メール）がコード管理担当者宛に届きます。ただし申請内容に不備、要確認事項がある場合や入金が確認できないと、遅れる場合があります。

届いた登録完了メールの案内に沿って、登録内容確認URLにアクセスし、ログインIDおよびパスワードでログインすると貸与された流通決済事業者コードや登録内容が確認できます。

登録内容は印刷ができますので書類として保管することもできます。

当財団から書類の郵送はありません。

流通決済事業者コードの登録通知に関する留意点

※流通決済事業者コードは、クレジット等の決済を行う際に、正しく処理を行うための大切な番号です。間違いを防ぐため、流通決済事業者コードの電話での回答はいたしかねます。

※流通決済事業者コードの登録内容はコードの登録を証明する大切な通知になります。

登録内容は印刷ができますので書類として保管することもできます。有効期限までコード管理担当者が大切に保管してください。

流通決済事業者コード 担当窓口

GS1 Japan（一般財団法人流通システム開発センター）

コード管理部 流通決済事業者コード担当

E-mail：rkj@gs1jp.org

Tel：03-5414-8512

Fax：03-5414-8514

3. 流通決済事業者コード登録後の諸手続き

3-1. 有効期限の1～2ヶ月前になったとき（更新手続き）

流通決済事業者コード貸与の有効期間は、初回登録した翌月1日から3年間です。

有効期限後も継続して利用する場合は3年ごとの更新手続き（更新データの申請と登録管理費の支払い）が必要です。

更新時期の1～2ヶ月前に、当財団より更新手続きの案内メールがコード管理担当者宛てに届きますので、案内に沿って更新手続きを行ってください。流通決済事業者コードの更新を行わない場合は、返還手続き（11ページ）を行ってください。

【更新手続きの流れ】

ステップ 1	更新手続きの案内を受け取る 有効期限の1～2カ月前になると、当財団より更新手続きの案内メールがコード管理担当者宛てに届きます。コードを引き続き利用する場合は、更新手続きが必要です。書類の郵送はありません。
ステップ 2	更新登録申請フォームに入力・送信する 届いたメールに記載されている申請用URLにアクセスし、現在の登録内容を確認し、必要事項を入力し、送信してください。
ステップ 3	登録管理費を支払う 登録管理費を指定の口座にお振込ください。 登録管理費は、1コードにつき3万円（税抜、有効期間:3年）です。
ステップ 4	登録通知を受け取る(更新完了) 当財団が入金を確認し、申請内容に不備、要確認事項がなければ、約7営業日で登録完了のメールが登録されたコード管理担当者宛てに届きます。届いたメールに記載されている登録内容確認URLにアクセスし、通知されたコードの有効期間を確認してください。書類の郵送はありません。 登録完了メールとは別にインボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応した「申請料確定明細書のご案内」メールが届きます。

■ ステップ 2～4 の具体的な流れは新規登録手続き(7ページ)を参照してください。

3-2. 登録事項に変更が生じたとき（変更手続き）

【変更手続きの流れ】

ステップ1： 申請フォームに入力・送信する

新規登録や更新、変更後に当財団から送信された登録完了メールに記載されている登録内容確認URLにアクセスし、「登録内容の変更またはコードの返還を実施します」を選択し、申請フォームに必要事項を入力し送信してください。

登録内容確認URLが不明な場合は、流通決済事業者コード担当 (rkj@gs1.jp) へご連絡ください。

ステップ2：登録通知を受け取る（変更完了）

変更申請データの送信後、当財団から申請受付のご連絡メールが届きます。申請内容を確認後、約7営業日で「流通決済事業者コード登録手続き完了のお知らせ」（登録完了メール）がコード管理担当者宛に届きます。ただし申請内容に不備、要確認事項がある場合は、遅れる場合があります。

届いた登録完了メールの案内に沿って、登録内容確認URLにアクセスすると変更後の登録内容が確認できます。

登録内容は印刷ができますので書類として保管することもできます。

当財団から書類の郵送はありません。

※ただし、登録事業者の営業譲渡、会社分割等により、流通決済事業者コードの登録事業者自体が変わる場合は、通常の変更手続きと異なる手続きが必要になります。譲渡変更に係る申請料が必要になります。詳しくは当財団までお問い合わせください。

<ご注意>

当財団の承認を得ずに、当事者間で流通決済事業者コードを譲渡することはできません。所定の手続きを取らずに譲渡行為を行った場合、その譲渡は認められず、流通決済事業者コードの登録は取り消されます。

3-3. 流通決済事業者コードを利用しなくなったとき（返還手続き）

流通決済事業者コードを利用しなくなった場合は、必ず当財団までご連絡の上、流通決済事業者コードの返還手続きを行ってください。

返還する流通決済事業者コードが更新時期になり、「更新案内」のメールが届いている場合は、申請用URLにアクセスし、案内に沿って返還申請をしてください。

更新時期に関係なく、返還手続きを行いたい場合は、

新規登録や更新、変更後に当財団から送信された登録完了メールに記載されている登録内容確

認URLにアクセスし、「登録内容の変更またはコードの返還を実施します」を選択し、申請フォームに必要事項を入力し送信してください。

登録内容確認URLが不明な場合は、流通決済事業者コード担当 (rkj@gs1jp.org) へご連絡ください。

****ご注意****

返還手続き後は、流通決済事業者コードは利用できなくなります。

3-4. 流通決済事業者コードが複数必要になったとき（追加手続き）

複数の流通決済事業者コードを利用する必要がある場合は、その追加事由の審査後にコードの追加を申請することができます。追加コードの審査には日数を要する場合がありますので、必要が生じた場合には、余裕をもって早めに当財団までご連絡ください。

<追加コードの登録申請を行う際の留意点>

①追加コードの有効期間

追加登録する流通決済事業者コードの有効期間は、すでに登録されている流通決済事業者コードの有効期間に統一されます。

②追加コードの登録管理費

追加コードの登録管理費は、すでに登録されている流通決済事業者コードの有効期限に応じて月割で計算した金額です。具体的な金額は、当財団よりご案内します。

追加コードは、すでに登録されている流通決済事業者コードと連番にはなりません。

****ご注意****

すでに登録されている流通決済事業者コードが更新時期の場合、また登録管理費が未納の場合は、更新手続き（登録管理費の納付）完了後に追加登録の申請をしていただくこととなります。

【追加コード申請の流れ】

ステップ 1	追加コードが必要な理由を連絡する 追加コードが必要になった理由を流通決済事業者コード担当（rkj@gs1jp.org）へご連絡ください。インターネット申請システムからは申請できません。
ステップ 2	追加コード登録申請書を受け取る 当財団にて追加コードの理由を審査の上、承認されると追加コードの登録申請書を郵送します。
ステップ 3	追加コード登録申請書に記入する 追加コード申請書に必要事項を記入してください。
ステップ 4	登録管理費を支払う 登録管理費を指定の口座にお振込ください。 登録管理費は、1コードにつき3万円（税抜、有効期間:3年）です。 ただし、すでに登録されている決済事業者コードの有効期限に応じて月割で計算した金額になります。
ステップ 5	追加コード登録申請書を提出する 記入済みの追加コード登録申請書を、当財団に郵送してください。
ステップ 6	登録通知を受け取る(追加コードの登録完了) 当財団が入金を確認し、申請内容に不備、要確認事項がなければ、約7営業日で登録完了のメールが登録されたコード管理担当者宛てに届きます。届いたメールに記載されている登録内容確認URLにアクセスし、通知されたコードの番号と有効期間を確認してください。書類の郵送はありません。 登録完了メールとは別にインボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応した「申請料確定明細書のご案内」メールが届きます。

3-5. 更新手続きを取らなかった場合（取消）

流通決済事業者コードの有効期間内に更新手続きを行わないと、その流通決済事業者コードは失効します。失効した流通決済事業者コードを、何の手続きも行わず使い続けた場合は、当財団は流通決済事業者コードの登録を取り消し、その旨を通知します。

また、同時にカード会社、決済ネットワーク事業者等に連絡を行い、当財団のウェブサイトに公開する場合があります。

手続きの案内や登録通知は担当者のメールアドレスに連絡されます

事業者名や連絡先、メールアドレス等の情報が変更になった場合に、変更手続きが行われていないと、更新手続きなどの案内が届かず、コードの有効期間を過ぎて失効してしまう可能性があります。登録情報に変更が生じた場合は、すみやかに変更手続きを行ってください。

3-6. 登録内容の確認メールが届いたとき（年 1 回、内容確認のお願いメールが届きます）

流通決済事業者コードの有効期間は 3 年間です。

新規登録あるいは更新登録から 1 年後および 2 年後に、当財団よりコード管理担当者宛に「流通決済事業者コード登録内容確認のお願い」メールが届きます。

届いたメールに記載されている登録内容確認 URL にアクセスし、登録情報の内容を確認してください。

①登録内容に変更がない場合

案内に沿って登録内容画面から「登録内容に変更はありません」選択し、を送信してください。

②登録内容に変更がある場合

3-2. 登録事項に変更が生じたとき（変更手続き）を参照してください（10 ページ）。

③流通決済事業者コードを利用しない場合

3-3. 流通決済事業者コードを利用しなくなったとき（返還手続き）を参照してください（10 ページ）。

4. 規約

流通決済事業者コード規約

個人情報保護方針

個人情報の取扱いについて

流通決済事業者コード規約

沿革	2016年4月1日	28規約第1号	制定
	2019年6月20日	19規約第1号	一部改正
	2020年9月15日	20規約第3号	一部改正
	2022年2月1日	21規約第6号	一部改正
	2023年10月1日	23規約第6号	一部改正

一般財団法人流通システム開発センター（以下、当財団）は、流通決済事業者コード（以下、決済事業者コード）の適正な管理、運営と利用のため、この流通決済事業者コード規約（以下、本規約）を定める。

第1条（決済事業者コード）

- 1 決済事業者コードとは、クレジットカード発行事業者、クレジットカード加盟店、クレジット決済の情報処理事業者及びこれらに準ずる業務を行う事業者の識別をするための国内事業者専用のコードである。
- 2 決済事業者コードは、5桁のコードである。
- 3 決済事業者コードは、当財団が管理し、事業者へ貸与する。なお、決済事業者コードの貸与を受けることができるのは、日本国内に営業所を有する事業者に限る。
- 4 決済事業者コードに関連し、あるいは当財団のウェブ上で提供されるテキスト（文章）・画像・動画・音声等の情報やサービスについての権利は当財団に帰属する。
- 5 事業者は、当財団の提供する情報・サービスを、その全部または一部を問わず、第2条の利用範囲を超えて利用することはできない。

第2条（決済事業者コードの利用範囲）

決済事業者コードは、クレジットカードシステム及びクレジット決済ネットワークに関する下記の利用に限定し貸与される。

- ① JISⅡ型クレジットカード発行事業者の識別
- ② ポイントカード、プリペイドカード、デビットカード等のカード発行事業者の識別
- ③ POS、CCTなどのクレジット決済処理端末の識別
- ④ クレジット決済データの送受信事業者の識別
- ⑤ クレジット決済ネットワークを利用した口座振替利用事業者の識別
- ⑥ 上記①から⑤に準ずる利用であると当財団が判断し、承認した利用

第3条（決済事業者コードの登録申請）

- 1 決済事業者コードの貸与を受けようとする事業者は、本規約を確認しその内容に同意し、当財団に対し決済事業者コードの登録申請を行い、当財団が貸与を承認した場合、その登録を受ける。
- 2 第2条の利用及び決済事業者コードの管理業務に支障をきたすと判断される登録申請については貸与が承認されない。
- 3 決済事業者コードの登録申請を行うには、当財団が定めるフォームにより作成した登録申請データを当財団へ送信し、別表記載の登録管理費（3年分）を納付する。申請に要する費用は申請者の負担とする。
- 4 登録申請は事業者単位で行い、事業者の一部門、支店、部署単位等による登録はできない。また、個人の登録はできない。
- 5 登録管理費の納付に際し、請求書が必要な事業者は、その旨を当財団に申し出て請求書の発行を受けることができる。ただし、当該請求書は、それ単独では適格請求書の要件を満たさない。また、納付の完了まで申請の受付は留保され、当財団所定の期間経過後も納付がない場合、申請は効力を失う。
- 6 申請、その他の手続きにあたって、事業者は下記の利用条件に同意しなければならない。また、インターネット申請システムの保守・変更のため、運用が一時的に中断させることがあることを、事業者は承認する。
 - ① インターネットメールを受信可能な電子メールアドレスを有すること。
 - ② パソコン環境設定が適切になされていること。
 - ③ インターネット利用の一般的なマナーやモラルを遵守すること。
 - ④ 当財団が設定し通知したID・パスワード（変更可）は、事業者が管理しなければならない。ID・パスワードは第三者に譲渡・貸与してはならない。

第4条（禁止事項）

- 1 決済事業者コードの利用に関して事業者は以下の行為をしてはならない。
 - ① 反社会勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
 - ② 法令または公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
 - ③ 犯罪に関連する行為
 - ④ 当財団の運営を妨害する、またはそのおそれのある行為
 - ⑤ 当財団または第三者に損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑥ 当財団または第三者の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑦ 他の事業者に成りすます行為
 - ⑧ 他の事業者の個人情報等を収集または蓄積する行為
 - ⑨ その他、当財団が不適切と判断する行為
- 2 事業者が前項各号に該当した場合、あるいは本規約に違反した場合、当財団は事業者に対し、貸与・登録を取り消し、決済事業者コードの使用を禁止し、無効化を行う。
- 3 第1項各号の行為および第2項により当財団または第三者に損害を与えた場合、事業者はその損害を賠償しなければならない。
- 4 事業者は、決済事業者コードに関するIDおよびパスワードを自らの責任で使用・管理しなければならない。事業者はIDおよびパスワードを第三者に譲渡・貸与してはならない。当財団はIDおよびパスワードによるアクセスについて、最初にIDおよびパスワードを付与された事業者のアクセスとみなす。

第5条（決済事業者コードの登録単位）

- 1 決済事業者コードは、1事業者につき、1コード、有効期間を3年の登録単位とする。
- 2 複数のコードを必要とする場合は、事業者は所定の申請手続きを行い、当財団が承認した場合、新たな決済事業者コードが追加コードとして貸与される。追加コードを貸与された事業者は、追加1コードを1単位として追加コードの登録管理費を納付しなければならない。

第6条（決済事業者コードの登録管理費）

- 1 決済事業者コードの登録管理費は、有効期間の3年分を全納しなければならない。
- 2 登録後の登録管理費は、いかなる場合も返還されない。
- 3 第5条2項の追加の有効期間は、既に登録されている決済事業者コードの残存期間に統一した上で登録管理費を算出する。
- 4 第15条の譲渡による追加コードの場合、有効期間、登録管理費は同条第6項による。

第7条（決済事業者コードの登録通知）

- 1 第3条の申請手続きおよび登録管理費の納付が適正に行われたときは、当財団は審査の上、決済事業者コードを決定し、決済事業者コードの貸与決定日を取引年月日として、決済事業者コードおよび事業者のデータ等を登録保管し、事業者専用のウェブページにより、貸与する決済事業者コードを事業者に通知する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を通知する。
- 2 第11条の更新申請手続き及び登録管理費の納付が適正に行われたときは、当財団は審査の上、決済事業者コードの貸与決定日を取引年月日として、更新手続き後の情報が記載された通知を事業者専用のウェブページにより、事業者に通知する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を通知する。

第8条（決済事業者コードの使用）

- 1 事業者は決済事業者コードの登録通知を受領するまでは、決済事業者コードを使用することができない。
- 2 当財団は、決済事業者コードの使用規則を定めることができる。登録事業者は使用規則に従って決済事業者コードの使用・管理をしなければならない。
- 3 決済事業者コードは、そのコードの事業者を特定、識別すること以外には使用することはできない。決済事業者コードは他の事業者の識別に流用してはならない。
- 4 事業者は、当財団から貸与された決済事業者コード以外の決済事業者コードを使用することはできない。

第9条（決済事業者コードの事業者情報の公開）

- 1 決済事業者コードの登録情報は、本条第2～4項の場合以外には公開されない。
- 2 登録された事業者に関する情報は、法令に基づく開示請求が行われた場合、当財団は請求された情報を請求者に開示し、事業者はこれに異議を述べることができない。
- 3 決済事業者コードの登録管理の業務を遂行する上で必要な場合には、当財団はクレジットカード会社、決済ネットワーク事業者に、決済事業者コードの登録事項を照会することができる。

- 4 決済事業者コードの登録が取り消された場合、事業者に関する情報を、当財団のウェブサイト等に公開することができる。

第10条（決済事業者コードの有効期間）

- 1 決済事業者コードの有効期間は、当財団が登録を完了した日の属する月の翌月から起算して3年間とする。有効期間を過ぎた決済事業者コードは失効し使用できない。
- 2 有効期間後も決済事業者コードの貸与を受けて引き続き使用する場合は、第11条所定の更新手続きを行うことにより有効期間を3年単位で延長することができる。
- 3 一事業者が複数の決済事業者コードを使用する場合の有効期間は、第6条第3，4項による。

第11条（決済事業者コードの更新申請）

- 1 事業者が有効期間の3年を超え継続して決済事業者コードの貸与を受けようとする場合は、有効期間の終了前に、当財団が定めるフォームにより作成した申請データを当財団へ送信し、登録管理費を納付して、当財団へ更新を申請する。更新に要する費用は申請者の負担とする。
- 2 登録管理費の納付に請求書が必要な事業者は、その旨を当財団に申し出ることにより請求書の発行を受けることができる。ただし、当該請求書は、それ単独では適格請求書の要件を満たさない。また、納付の完了まで申請の受付は留保され、当財団所定の期間経過後も納付がない場合、申請は失効する。

第12条（決済事業者コードの返還）

- 1 決済事業者コードの有効期間が満了し、有効期間内に更新手続きを行わない場合、または事業者が決済事業者コードを使用しなくなった場合は、事業者は決済事業者コード返還申請データを当財団に送信しなければならない。
- 2 当財団は、返還申請データの内容を確認の上、返還手続きを行い、事業者に返還通知書を送付する。
- 3 決済事業者コード返還申請データを送信した事業者は、登録管理費その他当財団に対する債務があるときは、その清算をしなければならない。
- 4 決済事業者コード返還申請データの送信後は、事業者はその決済事業者コードを使用してはならない。
- 5 当財団は、返還された決済事業者コードを他の事業者に貸与することができ、返還した事業者はこれに対し異議を述べることができない。

第13条（決済事業者コードの登録内容の変更）

- 1 事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに決済事業者コード登録事項変更申請データを当財団に送信しなければならない。
- 2 当財団は、決済事業者コード登録事項変更申請データの内容を審査の上、その登録変更を行い、変更後の内容が記載された登録通知を事業者専のウェブページにより、事業者に通知する。

第14条（合併による決済事業者コードの登録内容の変更）

- 1 事業者の合併により決済事業者コードの登録事項を変更しようとするときは、決済事業者コード合併申請書を当財団に提出しなければならない。

- 2 当財団は、決済事業者コード合併申請書の内容を審査の上、その登録変更を行い、変更後の内容が記載された登録通知を事業者専用のウェブページにより、事業者に通知する。
- 3 事業者の合併により一事業者が複数の決済事業者コードを登録することになる場合、このコードは追加コードとして貸与される。事業者に貸与された複数の各決済事業者コードの有効期間は、そのうちの最も長い期間に統一し、有効期間を超過する決済事業者コードについては、合併による登録内容の変更を行う際に、超過期間分を月割り計算した登録管理費をあらかじめ納付しなければならない。
- 4 本条および第15条の申請は、書面により行い、インターネット経由で行うことはできない。

第15条（決済事業者コードの譲渡）

- 1 事業者の営業譲渡、会社分割等により決済事業者コードの事業者を変更しようとするときは、事業者と決済事業者コードを譲り受ける事業者との双方の連名により、決済事業者コード譲渡申請書を当財団に提出しなければならない。
- 2 決済事業者コードを譲り受ける新たな事業者は、一事業者のみとし、1つの決済事業者コードを複数の事業者に対して譲渡をすることはできない。
- 3 当財団は、適正な譲渡申請と認めるときは、決済事業者コードの譲渡手続き完了日を取引年月日として、第1項記載の決済事業者コードを譲り受ける事業者へ貸与し、事業者専用のウェブページにより通知する。譲渡した事業者には譲渡完了通知書を送付する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を必要な者に通知する。
- 4 決済事業者コードを譲渡した事業者は、譲渡完了後はその決済事業者コードを使用することはできない。
- 5 譲渡により新たに決済事業者コードの貸与を受けた事業者は、登録管理費を当財団に支払わなければならない。
- 6 譲渡により一事業者が複数の決済事業者コードを登録することになる場合、このコードは追加コードとして貸与される。事業者に貸与された複数の決済事業者コードの有効期間は、そのうちの最も長い期間に統一し、有効期間を超過する決済事業者コードについては、超過期間分を月割り計算した登録管理費をあらかじめ納付しなければならない。

第16条（決済事業者コードの登録の取消）

- 1 当財団は、事業者が次の各号に該当したときは、事業者に対する通知催告をすることなく、決済事業者コードの登録を取り消すことができる。
 - ① 登録申請データ、登録事項変更申請データ等、当財団に送信するデータあるいは提出される書面に虚偽の内容を記載した場合
 - ② 所定の登録管理費を納付しなかった場合
 - ③ 有効期間を経過しても更新手続を行わず失効した場合
 - ④ 本規約に違反し決済事業者コードを使用した場合または貸与を受けた事業者以外に使用させた場合
 - ⑤ 第19条による表明、保証に違反した場合
 - ⑥ その他本規約に違反した場合
- 2 当財団は、前項の規定により決済事業者コードの登録を取り消した場合、その旨を事業者の登録された住所に通知する。また同時にカード会社、決済ネットワーク事業者に通知し、当財団のウェブサイトにも公開することができる。

- 3 当財団は、登録が取り消された決済事業者コードを他の事業者に貸与することができる。決済事業者コードを取り消された事業者はこれに対する異議を述べることはできない。
- 4 当財団は、事業者に対し登録取消により被った損害の賠償を請求することができる。
- 5 登録取消によって事業者に損害または負担が生じても、当財団に対してその損害を求めることはできない。

第17条（免責）

- 1 決済事業者コードの使用は事業者の責任で行い、当財団はコードの使用に関して、事業者に次の損害その他いかなる損害も補償しない。
 - ① 決済事業者コード使用に伴う損害および使用できなかったことによる損害
 - ② 登録内容の変更を届け出なかったことにより生じた損害
 - ③ 決済事業者コードの登録取消後の損害
 - ④ 決済事業者コードを利用したシステムへの不正アクセスに関連する損害
 - ⑤ 当財団のウェブ情報利用による損害
- 2 決済事業者コードの利用に関して、当財団が第三者に損害の賠償を行った場合、当財団はその決済事業者コードの貸与を受けた事業者に損害の求償をすることができる。

第18条（使用禁止）

- 1 事業者は、登録が取り消された決済事業者コードを使用することはできない。
- 2 決済事業者コードの利用に関わる全ての事業者は、登録が取り消された決済事業者コードを使用してはならない。当財団から決済事業者コード登録取消の事実が通知された場合は、直ちにその使用を中止しなければならない。

第19条（反社会的勢力の排除）

事業者は、第10条による有効期間中、事業者およびその株主・役員その他、事業者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。

第20条（準拠法及び合意管轄裁判所）

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条（規約の変更・経過措置）

- 1 当財団は、本規約を任意に変更することができる。
- 2 本規約を変更しようとするときは、当財団はその変更内容を当財団のウェブサイトに掲示し、変更の効力発生時期を明示する。
- 3 本規約の変更がウェブサイトに掲示された後に、決済事業者コードを利用した事業者は、変更後の規約に同意したものとみなされる。

附則（2022年2月1日一部改正）

- 1 本規約は、2022年2月1日から施行する。
- 2 2016年6月30日以前に貸与された決済事業者コードについては、本規約の第3条、第6条、第7条、第10条、第11条は適用しない。ただし、2016年6月30日以前に貸与された決済事業者コードが第15条の譲渡に抛り改めて当財団より貸与された場合には適用対象とする。
- 3 従前の附則は効力を失う。

附則（2023年10月1日一部改正）

- 1 本規約は、2023年10月1日から施行する。
- 2 2022年2月1日一部改正附則第2項は、なお効力を有する。

別表 A 登録管理費

登録管理費（税抜）
30,000 円

登録管理費（1コード単位、3年間）

イ)上記登録管理費に、消費税を加えた額が登録管理費となる。

ロ)3年毎 一括納付。

別表 B 追加コード登録管理費

登録管理費（税抜）
30,000 円

登録管理費（追加1コード単位、3年間）

イ)上記登録管理費に、消費税を加えた額が登録管理費となる。

ロ)3年毎 一括納付。

上記の追加コード登録管理費は、3年分の登録管理費であり、実際の申請にあたっては、既存コードの残存有効期間に合わせるための月割計算により登録管理費が算出される。

個人情報保護方針

一般財団法人流通システム開発センター（以下、「当財団」という。）は、個人情報の重要性を十分に認識し、適切に保護することが社会的責務であると考えております。当財団では、以下のとおり個人情報保護方針を制定し、従業者（役員等含む。）に対して周知徹底を図り、個人情報の適正な管理と利用、保護に努めます。

1 法令及びその他の規範の遵守について

当財団は、個人情報保護に関する法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守します。

2 個人情報の取得について

当財団は、書面（電子的な方式等含む。）により個人情報を取得するときは、法令に基づく場合を除き、取得する個人情報の利用目的を明示します。

3 個人情報の管理について

当財団は、個人情報への不正アクセス、又は個人情報の盗難、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を防止するためのセキュリティ対策並びに個人情報の管理に関する安全性の確保及び是正措置を講じます。

4 個人情報の利用制限について

当財団は、法令に基づく場合を除き、個人情報を利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。個人情報を第三者との間で共同利用し、又は個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

5 個人情報の第三者への提供について

当財団は、法令に基づく場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供いたしません。

6 個人情報の開示・訂正・削除・利用停止等について

当財団は、個人情報について、本人からの開示・訂正・削除・利用停止等の要請及び苦情・相談に対して適切かつ迅速に対応いたします。

7 個人情報の保護に関する維持・継続的改善について

当財団は、個人情報を保護するための方針や体制等については、当財団の事業内容の変化及び国内外の社会環境、IT環境の変化等に応じて継続的に改善し、適切な管理の維持に努めます。

2020年7月1日

一般財団法人 流通システム開発センター
専務理事 杉谷 晴久

個人情報の取扱いについて

2020年9月15日

一般財団法人 流通システム開発センター

1 個人情報の利用目的事業

一般財団法人流通システム開発センター（以下、「当財団」という。）は、流通に関するシステムの開発と普及の推進を通じて流通活動の近代化を図り、もって経済の均衡ある発展に寄与することを目的とした事業活動を行っております。

事業活動を通じて取得いたしました個人情報は、次の事業の範囲内で利用させていただきます。

- (1) 流通に関するシステムの研究開発
- (2) 流通のシステム化に関する調査、研究
- (3) 流通のシステム化に要する人材の養成
- (4) 流通のシステム化に関する情報の収集、加工、保管及び提供
- (5) 流通のシステム化に関する指導、相談
- (6) 流通のシステム化に関するコードの管理
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 個人情報の利用目的の公表

当財団は、上記1の事業について個人情報を次の利用目的で利用することを、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第18条第1項に基づき公表します。

- (1) 各種流通コード（GS1事業者コード・JANコード等のGS1識別コード、定期刊行物コード（雑誌）、書籍JANコード、共通取引先コード、流通決済事業者コード、標準センターコード、U.P.C. Company Prefix等）の登録・運営管理
- (2) 各種データベース（JICFS/IFDB、GJDB等）の登録・運営管理
- (3) 流通BMSの運営管理
- (4) 国内外の事業者や関係団体との意見交換・情報連絡等
- (5) 調査研究事業において設置する委員会等の委員・講師等の選任及び運営管理
- (6) 調査研究事業の一環としてのアンケート等の方法による調査
- (7) 受託業務等における契約や法律等に基づく権利や義務の履行及び契約の解除や解約後の事後管理等のために必要な範囲内での取扱い
- (8) 受託業務等の円滑な運営管理
- (9) 講演会、説明会、セミナー等のご案内、受講者等の管理

- (10) 各種共催、後援、協賛の会合、催事等の運営管理
- (11) 各種出版物の購入受付、発送又は配布
- (12) 各種メールマガジン等の運営管理
- (13) 各種表彰・キャンペーン等の実施
- (14) 当財団の会員及び研究会の運営管理
- (15) 当財団に対する問い合わせ等への対応（マスコミ等含む。）
- (16) 職員等の雇用及び人事管理（退職者を含む。）
- (17) 認定個人情報保護団体の業務遂行〔個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）第37条〕
- (18) その他、上記1の事業目的の達成のため（今後利用することとなる業務等を含む。）

3 個人情報の取扱いの外部委託

当財団が、外部に個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、十分な保護水準を満たした者を選定し、委託先に対して委託業務の目的以外には個人情報を使用しない旨等、個人情報の取扱いに関する契約を締結するなど適切な措置を講じます。

4 個人情報の第三者への提供

当財団は、上記2の個人情報の利用目的の公表に記載した場合及び法令に基づく場合において、当財団の会員又は官公庁・団体等に個人情報を提供することがあります。これらを除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。

5 お問い合わせ・開示等の申請窓口

当財団が保有する個人情報の取扱いに係るお問い合わせや開示等の申請は、下記の窓口までお願いいたします。

一般財団法人 流通システム開発センター 総務部
〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル東館 9F
電 話 03-5414-8500
FAX 03-5414-8509
E-Mail privacy@gsl.jp
部門等別連絡先一覧

流通決済事業者コード利用の手引き

2023年10月 第6版

流通決済事業者コード 担当窓口

GS1 Japan（一般財団法人流通システム開発センター）

コード管理部 流通決済事業者コード担当

E-mail : rkj@gs1.jp

Tel : 03-5414-8512

Fax : 03-5414-8514